

奨学金のご案内

公益財団法人 金森和心会

公益財団法人金森和心会では、将来精神障害者の医療厚生に関する事業に従事しようとする学徒であって、高等学校以上の学校に在学し、奨学金の貸与を希望する方に対する経済的援助を行うために、奨学金貸与制度があります。

1. 奨学生の資格

- ・学業成績、人物共に優秀で、将来精神障害者の医療厚生に従事しようとする方
- ・現在、該当する学校に在学中、または入学の許可を受けた方

2. 奨学金の種類と金額

- 2.1.看護学校、薬学部、医療技術職養成学校の学生など
- ① 学校納付資金 年額 30 万円以内（授業料の範囲内）
 - ② 修学資金 月額 5 万円以内
- 2.2.医学部学生
- ① 学校納付資金 年額 50 万円以内（授業料の範囲内）
 - ② 修学資金 月額 7 万円以内

3. 奨学金貸与期間

原則として正規の修学期間となります。

利息は、基準割引率及び基準貸付利率の範囲内として都度定め、返済時に徴収します。

4. 申請に必要な書類

- ① 奨学金貸与申請書（当法人所定の様式）
- ② 誓約書（当法人所定の様式）
- ③ 在学証明書
- ④ 学業成績表（在学生のみ）

※ 奨学金貸与申請書及び誓約書には、保証人2 名が連署すること。

保証人のうち一名は、原則として2親等以内の親族とすること。他の一名は独立の生計を営む者とすること。

5. 貸与の決定

理事会での選考により決定し、その結果を本人あてに通知します。

6. 貸与の方法

毎月通貨または申請者の金融機関口座の振り込みにより貸与します。

7. 奨学金の返還

次のいずれかに該当したときは、その月の6ヶ月後から月賦または半年賦で返還していただきます。

- ・卒業、貸与期間の満了、退学、奨学金の辞退、奨学金の廃止

返還は、原則として奨学金を貸与した正規の修学期間の2倍以内の期間に完済していただきます。なお、返還金は、その全部または一部を一時に返還することのできます。

また、正当と認められる事由がなくて奨学金の返還を遅滞したときは、年利7.3%の延滞利息を徴します。

8. 奨学金返還の免除（次の場合には、奨学金の返還を免除することがあります）

- ・当法人の経営する病院に勤務し、精神障害者の医療厚生に著しく貢献した場合
- ・免除を相当とする事由がある場合

9. その他

詳細につきましては以下にご連絡下さい。

《照会先・お問合せ先》 針生ヶ丘病院 総務課

郡山市大槻町字天正坦11 TEL 024-932-0201(代表)

雲雀ヶ丘病院 事務課

南相馬市原町区上町1-30 TEL 0244-23-4166(代表)